訪問介護サービス・日常生活支援総合事業利用料金表

光風会みまもりステーション

H30.4.1～

Ⅰ　訪問介護サービス （介護は利用時間別の1回の料金）

単位：円

基本料金	身体介護中心	20分未満	185	利用者の生活にとって定期的に必要となる排泄介助、体位交換、服薬介助、起床介助、就寝介助等といった短時間の身体を想定。単なる本人の安否確認や健康チェックに伴い若干の身体介護を行う場合を除く
		20分～30分未満	279	身体に直接接触して行なう介助並びにこれを行なうために必要な準備及び後始末並びに日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助
		30分～1時間未満	443	
		1～1.5時間未満	646	
		上記に引き続き30分増すごとに上の料金に93円を加算		
	＊身体介護に引き続き生活援助（20分以上）		75～	上記身体介護中心に引き続き生活援助中心の訪問介護を行った場合、20分から計算して25分増すごとに75円（但し最高で222円）を加算
	生活援助中心	20分～45分未満	203	身体介護以外の訪問介護掃除、洗濯、調理などの日常的に行なわれる家事の援助
		45分以上	250	
	通院等乗降介助		110	通院等のための乗車または降車の介助が中心である場合
	夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合25％増、深夜（22:00～6:00）の場合50％増になります。			
加算	初　回　加　算		204	新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は、他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合
	緊急時訪問介護加算		102	利用者やその家族等からの要請を受けて、ケアマネジャーが必要と認めた時に、居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行なった場合
	生活機能向上連携加算		102	訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションの理学療法士、作業療法士、又は言語視覚士とサービス提供責任者が同行し利用者の身体の状況等の評価を共同して行いかつ生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書を作成した場合
介護職処遇改善加算（Ⅰ）			介護職員の処遇改善のための加算「基本＋その他の加算」の料金額に13.7％を乗じた額	

＊ 当事業所は、下記要件を満たすため特定事業所加算（Ⅱ）で基本単位数を10％加算しています。

〈体制要件〉 計画的な研修、サービス提供責任者の事前情報伝達・事後報告の徹底、定期的な健康診断の実施、緊急時における対応法を利用者に明示すること。 人材要件 ：介護福祉士の割合が30％以上であること

Ⅱ　日常生活支援総合事業訪問型 （総合事業は月単位の料金）

基本料金	週1回程度の利用が必要とされた場合	1,193	＊何らかの都合で月の途中で利用できなくなった場合も1ヵ月単位の利用料になります。
	週2回程度の利用が必要とされた場合	2,384	
	週3回程度の利用が必要された場合・・・要支援2の方のみ	3,782	

＊ 上記料金には、富山市の地域単価10.21を乗じて算出しています。円未満の端数の関係で、請求額に多少の誤差が生じます。

＊ 中山間地加算：当事業所の通常の実施区域を越えてサービスを提供する場合は、所定の利用料に5％を加算

＊ 要介護状態区分に応じた支給限度額を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

＊ 表記料金は負担割合が1割の場合です。2割や3割の方はそれぞれ2倍・3倍となります。

介護サービスを利用した額の合計が利用者負担の上限を超えた場合、申請により超えた額が「高額介護サービス費」として支給されます。また介護保険と医療保険の負担額の総額が限度額を超えた場合、「高額医療合算介護サービス費」が支給されます。

◎その他の交通費（買い物・薬取り等）

片道1km未満	100円
片道1km以上3km未満	250円
片道3km以上5km未満	400円
片道5km以上5km毎に	400円加算

◎その他の利用料

利用者の希望（私的理由）によるものは介護保険に準ずる。

◎当日キャンセル料　　1,000円